


■住宅などに関する各種補助金制度

事前相談・受付・問合せ先／本庁建築住宅課建築指導G(☎3642、3643)

補助金	補助対象者	補助対象工事など	補助率・金額	受付期間・注意事項
①既存住宅改修環境整備事業補助金 	・本市に住所を有する方 ・改修工事を行う住宅に居住し、所有する方 ・市税を滞納していない方	・住宅の機能の維持および向上のために行う改修(増築を含む)で、工事に要する費用(消費税などを含む)が、20万円以上で、市に登録されている市内の業者に依頼する工事	補助率／20% 補助上限額／15万円	5/16(火)～29日(月) ※土・日曜日を除く ・受付件数は、200件程度(ただし、受付期間中に予算の範囲を超えた場合は、抽選) ☑郵送 5/29(月)必着
②危険ブロック塀等解体撤去促進事業補助金 	・市内に所在する危険ブロック塀などの所有者や、所有者から委任を受けた方 ・市税を滞納していない方	・工事に要する費用(消費税などを含む)が10万円以上で、解体工事の資格を持つ市内の業者に依頼する工事 ・道路などに面し、かつ高さが1m以上の危険なブロック塀などを解体撤去する工事	補助率／50% 補助上限額／20万円	4/20(木)～ ・受け付けは、先着4件程度
③木造住宅耐震診断・改修工事補助金 	・耐震診断または耐震改修工事を行う木造住宅の居住者または所有者 ・市税を滞納していない方	・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅、長屋および共同住宅で、2階建て以下かつ延べ面積500㎡以下の木造住宅の耐震診断または耐震改修工事	耐震診断／対象経費の3分の2で、上限9万円 耐震改修工事／工事に要する経費の10分の8で、上限100万円	耐震診断／4/20(木)～9/29(金) ・受け付けは、先着4棟 耐震改修工事／5/16(火)～9/29(金) ・受け付けは、先着2棟 ※次年度に予定している方についても、9月末日までにご相談ください。
④がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 	・安全な所へ移転し、危険住宅を除却される方 ・前記を行い、本人または親族が金融機関からの借り入れを行って、移転先の住宅建設、購入または改修をされる方(利息補給を受ける場合) ・市税を滞納していない方	次のいずれかに該当する危険住宅に、本人または親族が継続して居住していること ・がけ上・がけ下に建っている昭和46年8月31日以前に建築された住宅 ・災害危険区域内(急傾斜地崩壊危険区域)または土砂災害特別警戒区域内に建つ住宅 ※防災工事が完了している場合は対象外	危険住宅の除却費／上限額97万5千円(実費補助) 安全な住宅の建設、購入および改修、土地取得および敷地造成に伴う借入に係る利息額／465万円(利息補給) ・建設、購入および改修上限額／206万円(利息補給) ・土地取得上限額／60万8千円(利息補給)	随時 ※予算の調整が必要となりますので、移転を実施する前の年度の9月末日までにご相談ください。

事前相談・受付・問合せ先／本庁建築住宅課空き家政策G(☎3635、3636)

補助金	補助対象者	補助対象工事など	補助率・金額	受付期間・注意事項
危険廃屋等解体撤去促進事業補助金 	・市内に所在する危険廃屋などの所有者や、所有者から委任を受けた方 ・市税を滞納していない方	・工事に要する費用(消費税などを含む)が30万円以上で、解体工事の資格を持つ市内の業者に依頼する工事	危険廃屋／補助率3分の1で、上限30万円 景観支障廃屋(甌島・伝建地区)／補助率2分の1で、上限45万円	4/20(木)～ 受け付けは、先着40件程度

※各補助対象条件を満たす方が対象です。 ※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨て
※いずれの補助金についても、交付決定前に工事などの事業に着手した場合は、補助金は交付されません。
※詳細については、市☎上で確認いただくか、問い合わせください。

広報薩摩川内で商品やお店をPR!

☑ **広告料0円!** ※プレゼント費用はご負担いただきます

☑ **市内約3万3,000世帯や駅、スーパーなどに配布!**

☑ **新規顧客をゲット!**

広報薩摩川内の「読者のひろば」コーナーなどに投稿していただいた方に抽選でお送りしているプレゼントを提供いただける事業者(市内の飲食店など)を募集しています。詳しくは市☎をご確認ください。

掲載希望の際はあらかじめご連絡いただき、市☎の申込書をダウンロードし、必要事項を明記の上、本庁4階秘書広報課へ直接、ファクス、メール

☎ 秘書広報課企画総務・広聴広報G(☎4121・4122)
☎ (20)5570 ☎ koho@city.satsumasendai.lg.jp



▲市☎

ゴールド集落支援

☎本庁コミュニティ課コミュニティG(☎4614)

市では、地域が抱える課題の解決と市民が住み慣れた地域に安心して住み続けられる地域づくりを推進するため、過疎化や高齢化が進行するゴールド集落などについて、さまざまな支援事業を展開しています。

「ゴールド集落」とは

毎年1月1日現在の住民基本台帳に登録された70歳以上の人口割合が、50%以上の自治会区域のことで、本市独自の呼称です。

「特例ゴールド集落」とは

令和4年度にゴールド集落であったが、令和5年度にゴールド集落の指定から外れた自治会区域のことで、活用できる支援事業に限りがあります。

令和5年度		令和5年1月1日 現在
地域	ゴールド集落名(96自治会)	特例ゴールド集落名(5自治会)
川内	大小路中央街、太平橋三丁目、月見市営住宅、楠元中、瀬戸、永野段、高貴、東大谷、高牧、尾原、砂岳(水引)、湯ノ浦上、東手、網津中、宇都、井上、川底中、水引東団地、牟田、小麦川、麓(峰山)、瀬戸地、久見崎南、十原、天神、上野(寄田)、新田、役田、西川内、白浜、小川、上大迫、都合、松岡、長野(吉川)、宇都川路、下之段、湯之元、伊勢美山、内門、浦小路(41自治会)	太平橋四丁目、川底上、白浜(3自治会)
樋脇	上藤本、菖蒲ヶ段、下牛鼻、岩下、上牛鼻、上野下、上段後、笹原、鍋原、平田、上金具、田代、上之原、下村、庄内、杉馬場、子田形、笹ヶ迫、木下、笹嶺(20自治会)	—
入来	麓上、諏訪、原、山下、長野下、水戸、赤仁田、八重(8自治会)	松山(1自治会)
東郷	向江園、城ヶ原、向江原、山ノ口、笹野、山田中、鳥丸上、原、堀、大久保、中津俣、本俣(12自治会)	—
祁答院	矢立、中、小牧、滝間、菊地田、大坪(6自治会)	—
上甌	中野、上甌町江石、桑之浦(3自治会)	瀬上(1自治会)
下甌	岡、上、下、内川内、瀬尾(5自治会)	—
鹿島	鹿島南(1自治会)	—

※上記表内の全てのゴールド集落、特例ゴールド集落には3月中に申請書などを送付しています。それぞれの手続きには申請期限があります。ご注意ください。

軽自動車税(種別割)の免除申請

5月1日(月)～31日(水)

対身体障害者手帳・療育手帳(A・A2)・精神障害者保健福祉手帳(1級)・戦傷病者手帳のいずれかの交付を受けている方

※障害区分(級)、車の名義などによっては、免除の対象にならない場合があります。

※すでに免除を受けている方で、免除の条件を満たさなくなった場合は、速やかに問い合わせください。

※すでに免除を受けている方で、同じ軽自動車を使用し、障害等級などに変更のない方は、申請の必要はありません。

※申請者1人に対し、1台のみ(普通自動車を含む)免除


☑令和5年度軽自動車税(種別割)納税通知書

▼身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれか

▼運転免許証(申請者および運転者)

▼車検証

▼生計同一証明書(障害のある方など)と生計同一の方が、障害のある方などの通院・通学などを目的として軽自動車を使用する場合に



▲位置図

5月から下甌支所を仮移転します

下甌支所庁舎は、建築から56年経過し、老朽化による庁舎の劣化が著しいことから、5月1日(月)から仮庁舎に移転します。支所の業務については、仮庁舎でこれまでと同様にまいります。仮庁舎の位置や配置は次のとおりです。

☎本庁財産マネジメント課財産管理G(☎4771)

※同証明書は、本庁2階障害福祉課で発行します。ただし、戦傷病者手帳をお持ちの方は、県社会福祉課で発行します。

☑本庁税務課、各支所、甌島振興局に備え付けの申請書に必要事項を記入し、☑をもちの上、直接

☎本庁税務課税制G(☎2221、2222)または各支所、甌島振興局

